

青森県環境生活部県境再生対策室 現地事務所だより

第40号 平成22年9月22日発行

発行元: 青森県環境生活部県境再生対策室田子町現地事務所
〒039-0201 三戸郡田子町大字田子字天神堂向146

TEL 0179-20-7044
FAX 0179-20-7045

県境再生対策室ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/2008-0620-kenkyo-top.html>

■ 不法投棄産業廃棄物の撤去実績について

【平成22年8月31日までの撤去状況】

(撤去量の単位: トン)

区 分	一次撤去		本格撤去				合計	
	平成16～18年度	平成19～21年度	平成19～21年度	平成22年度	平成16～22年度	平成16～22年度		
作業日数	521	675	98		1,294			
撤去実績	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量	台数	撤去量
	9,004	97,203	38,101	438,701	8,875	104,741	55,980	640,645

■ 不法投棄産業廃棄物の推計量の見直しとその対応について

廃棄物の掘削によって地山が露出したことで初めて得られた知見をもとに、残存する廃棄物等を再推計した結果、当初の実施計画において推計した廃棄物量を上回ることが明らかになりました。

現時点では廃棄物と汚染土壌の総量は84.1万 m^3 (124.5万t)と推計され、現計画に対し17万 m^3 (24.6万t)の増加となり、総事業費は暫定的に496億円(62億円の増)と見込まれます。

再推計により増量となった主な原因は、廃棄物最下面の投棄形態が初めて明らかになった結果、①地山に多数のつぼ掘りの穴が存在するなど、当初の地山想定線よりも下に廃棄物が存在していること、②撤去の対象外としていた覆土、盛土にも廃棄物が混入しているものが多かったこと、③地山の一部で土壤環境基準を超過した汚染土壌が存在していること等によるものです。

このため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)の期限内で、廃棄物の全量撤去や廃棄物撤去後に行う現場内仮設道路・選別場・洗車場等の撤去工事等を行うことが困難であり、撤去完了時期が平成25年度となる見込みです。

今後の対応として、平成24年度までの間は、既定予算の範囲内で可能な限り廃棄物を撤去し、残った廃棄物及び汚染土壌並びに現場内工作物の撤去等に要する事業費については、今後、国に対して特別措置法の期間延長とその枠組みの中での財政支援を要望していきます。

廃棄物等は全量撤去を基本とする原状回復方針に基づき、引き続き安全かつ着実に不法投棄された産業廃棄物による支障の除去に取り組みますので、県境不法投棄現場の原状回復にあたり、今後とも皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。

■ 不法投棄産業廃棄物の推計量の見直しに係る住民説明会を開催しました

平成22年8月23日(月)に田子町中央公民館において住民説明会を開催しました。

始めに県から県境産廃の推計量の見直しと対応について説明を行い、その後参加者と質疑応答を行いました。質疑応答の主な内容は次のとおりです。



(1) 撤去量が増加することが判明した時期はいつか

6月下旬に汚染土壌の量を推計するための土壌深度方向調査の結果が判明し、これまでの知見をもとに廃棄物量等の推計と暫定事業費の積算を7月下旬に取りまとめ、8月3日に知事が対応方針を決定後、内容を公表しました。

(2) 今後も増える事が無いのか

これまでに行った3回の地山確認で得られた知見等を踏まえた現時点での推計になります。

(3) 当初の調査でなぜ分からなかったのか

当初、高密度電気探査やボーリング調査を実施しましたが、結果的につぼ掘りや敷地境界付近の掘り下げのあったエリア等を捉えることができませんでした。

(4) 全量撤去の約束は果たせるのか

廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本とする原状回復方針に基づき、責任を持って原状回復事業を

実施します。国に対しては、残存する廃棄物と汚染土壌の撤去等に要する経費について、特別措置法の期間延長とその枠組みの中での財政支援を粘り強く要望していきます。

■ 不法投棄現場見学会（青森・弘前地区・三八地区）を開催しました

9月5日（日）に不法投棄現場見学会を開催し、青森・弘前地区コース66名、三八地区コース39名の方が参加しました。

見学会では、不法投棄現場の全景を見ながら、県がこれまで行った撤去の進捗状況や汚染拡散防止対策の概要を説明したほか、廃棄物選別ヤード、浸出水処理施設を見学しました。参加者は不法投棄事案の主な経緯や廃棄物の処理方法などに関心を持って見学していました。

また、10月24日（日）には、下北地区コースを開催します。なお、専用バスがガーリックセンターを経由しますので、この機会に不法投棄現場の状況をご覧ください。



- 1 集合・解散場所 田子町ガーリックセンター
- 2 集合・解散時間 集合（12:15） → 不法投棄現場見学（12:45～14:00） → 解散（14:30）
- 3 申込締切 平成22年10月8日（金）
- 4 申込み・問合せ先 氏名、住所、連絡先電話番号を電話、FAXなどでお知らせください。
県境再生対策室 TEL 017-734-9261 FAX 017-734-8081

■ 地山の確認（第4回）について

7月26日（月）に現場北側エリアの一部で4回目の地山の確認を行いました。

今回確認したエリアの面積は、約3,500m²で、地山確認面積はこれまでの合計で約19,000m²となりました。当日は、地山表層を目視で確認した後、1箇所を約2m程掘り起こして廃棄物が埋まっていることを確認しました。

今回確認した地山についても、汚染の有無を確認するため、分析の結果は判明後に公表し、汚染が確認された場合は、撤去することとしています。

■ 周辺環境モニタリング調査結果について

○ モニタリング調査結果（平成22年度：第3回目）

- （1）平成22年6月2日（水）に周辺河川・湧水等2地点、周辺地下水4地点の水質について調査したところ、全ての地点で「環境基準」を超える値は検出されませんでした。
- （2）平成22年5月27日（木）から28日（金）にかけて現場敷地境界の3地点の有害大気汚染物質、平成22年5月27日（木）から6月2日（水）にかけて上郷地区の大気汚染物質を調査したところ、全ての地点で「環境基準」を下回りました。
- （3）平成22年5月27日（木）に上郷地区ほか1地点で騒音・振動について調査したところ「道路に面する地域における環境基準」及び「道路交通振動の要請限度」を下回りました。

○ モニタリング調査結果（平成22年度：第4回目）

平成22年7月7日（水）に周辺河川・湧水等7地点、周辺地下水5地点、遮水壁内地下水2地点の水質について調査したところ、周辺河川・湧水等や周辺地下水からは「環境基準」を超える値は検出されませんでした。遮水壁内地下水では、2箇所、4-ジオキサンが「環境基準」を超える値で検出されました。

■ 運搬・処分業務の委託契約について

コンクリートくず等の運搬・処分業務について、新たに釜淵運送(有)（田子町）と8月19日（木）に業務委託契約を締結しました。なお、搬出は9月17日（金）から開始しました。

■ 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の開催について

第34回協議会を、平成22年9月25日（土）午後2時15分より、八戸市のユートリーで開催します。

【県境不法投棄事案に関するお問い合わせ、御意見等は、田子町現地事務所まで（TEL 20-7044）】

なお、県境再生対策室のホームページで、現地事務所だよりのカラー版や各種お知らせ、資料などを見ることができます（<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/tayori.html>）。